土　地　賃　貸　借　契　約　書

　土地所有者 ●● ●●を甲とし、鳥取県が実施する●●工事事業 において鳥取県と建設工事請負契約を締結した(株)●●建設 を乙とし、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

（総　則）

第１条 甲は、その所有する●●市●●番地（面積●●㎡）の土地（以下「土地」という。）を、乙が●●●● の用途に供するため鳥取県に賃貸するものとし、乙はこれを使用するものとする。

　　なお、鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、乙がその任に当たるものとする。

（賃貸借期間）

第２条　土地の賃貸借期間は、● 年● 月● 日から● 年● 月● 日までとする。

２　乙は、工期の変更等の理由により前項の賃貸借期間を変更する必要がある場合は、甲との協議の上、賃貸借期間を変更することができるものとする。この場合において、甲は、特別の理由のない限り賃貸借期間の変更について同意するものとする。

（賃貸借料）

第３条　前条に規定する賃貸借期間における賃貸借料は、金●● 円とし、乙が支払うものとする。

２　前条第２項の規定により変更した賃貸借期間中における賃貸借料は、甲乙協議して別途定めるものとする。

（賃貸借料の支払い）

第４条 賃貸借料は、賃貸借期間が終了した後、30日以内に支払うものとする。

（原状復旧）

第５条　賃貸借期間が満了したときは、原則として土地を原状に復した上で、甲に返還するものとする。

（異議の申立て等の処理）

第６条　甲は、土地の賃貸借について、第三者から異議の申立て等があったときは、責任をもって、これを解決するものとする。

（収入印紙の負担）

第７条　この契約書に必要な収入印紙は、乙が負担するものとする。

（その他）

第８条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保持するものとする。

　　　年　　　月　　　日

甲　　●●市●●番地

　　　　　　　 　　 ●●●● 印

乙　　●●市●●番地

　　 　　　　　　　 ●●●● 印